

損害保険の適正な募集について

自動車保険などの販売にあたり、「損害保険の適正な募集」について、「社団法人 日本損害保険協会」から当会に周知・徹底の依頼がありました。整備業界に対する社会の理解と信頼を高め、あらゆる面での法令遵守体制を確立する観点から、以下の事項を徹底くださいますようお願いいたします。

—お客さまとの契約手続きを適正に行ってください！—

1. 重要事項の説明

- ・「契約概要」「注意喚起情報」をお読みいただくよう依頼してください。
- ・補償される内容・補償されない内容、契約金額・免責金額、主な特約の内容などの重要事項を説明してください。



苦情事例

搭乗者傷害保険の補償内容が変更となったにもかかわらず、契約更改時に詳しい説明がなかった。

2. 契約内容の確認

- ・補償内容がお客さまの目的やニーズに合致しているかを十分確認してください。



苦情事例

自動車保険契約に家族限定特約を付けて契約している。2年前に結婚し、別居をしている息子が交通事故を起こし保険金を請求したが、支払われなかった。保険契約上、結婚して同居でなくなった場合、家族限定特約の補償の対象外となると思わなかった。

3. 契約意思確認

- ・お客さまに十分に商品内容等をご理解いただき、契約の意思確認を行ってください。
- ・保険契約申込書等にお客さまご自身に署名または記名・押印をいただいでください。



苦情事例

満期を機に保険会社を変更したが、契約が更改され、重複契約になっていることが判明した。満期契約の取扱代理店に確認したところ、妻に申込書に押印させて更改したとのこと。契約者に意思確認せずに妻に押印させた募集人の行為は問題ではないか。

◆無断契約や代印・代筆等、法令等で禁じられている行為は認められません！！
これらの行為は、お客さまとの信頼関係を失うことにもつながります。